大口町告示第21号

地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する規程

地価公示台帳閲覧規程(昭和47年大口町規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「産業建設部都市整備課」を「まちづくり推進室」に改める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

地価公示台帳閲覧規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--------------------------|----------------------------|
| (台帳設置場所及び閲覧窓口等) | (台帳設置場所及び閲覧窓口等) |
| 第2条 台帳の設置場所及び閲覧窓口は、大口 | 第2条 台帳の設置場所及び閲覧窓口は、大口 |
| 町役場 <u>まちづくり推進室</u> とする。 | 町役場 <u>産業建設部都市整備課</u> とする。 |